

佐賀県告示第 339 号

佐賀県東部工業用水道の設置等に関する条例（昭和43年佐賀県条例第 8 号）
第 2 条第 2 項に規定する佐賀県東部工業用水道の給水区域は、次のとおりとする。

なお、佐賀県東部工業用水道の給水区域（平成11年佐賀県告示第674号）は廃止する。

平成25年11月 5 日

佐賀県知事 古 川 康

次に掲げる市町の区域のうち別紙図面に表示する区域

佐賀市

鳥栖市

神埼市

神埼郡吉野ヶ里町

三養基郡基山町、上峰町及びみやき町

